

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

法律の概要

科学研究費補助金の複数年度にわたる使用を可能にするため、日本学術振興会(振興会)に基金を創設する。

背景

多くの研究者からの要望

「年度にとらわれずに研究の進展に合わせて研究費を使用することができる制度の実現」

法改正による措置

国から振興会に複数年度分の資金を一括して補助することができるよう、振興会に基金を創設

法改正により実現可能となる事項

研究の進展に応じて変化する研究計画に対応し、振興会は、適時、必要な研究費を研究者に交付

研究者は、複数年にわたる研究期間内の必要な時期に研究費を使用することが可能となり、与えられた研究費を最も効果的に用いて研究を行うことができる。

【研究助成改善のイメージ】

	1年目	2年目	3年目	4年目
予定額	100万円	100万円	100万円	100万円
実際に必要となった研究費	130万円	70万円	80万円	120万円

前倒し請求
が可能

30万円

繰越しに関する
手続不要

20万円

研究の進展に合わせた
研究費の柔軟な執行による、
研究活動の活性化

「予算の使い切り」がなく
なるなど、予算のより効果的・
効率的な活用

従来と比べ、
研究者はより研究に
専念することができる

※基金の業務については透明性を確保するため、毎年度、国会報告を行う。

○ 施行期日: 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

※政令において、平成23年4月28日と規定

(参考) 科学研究費補助金

人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり研究者の自由な発想に基づく優れた研究を助成する競争的資金であり、平成22年度は6万件以上の研究課題を支援(平成23年度予算: 2,633億円(うち基金分853億円・新規採択の約8割が対象))

※同旨の附帯決議が参議院文教科学委員会においても付されている。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本制度について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な運用に最大限努力すること。

二 基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金をはじめとする研究予算の確保に努めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。

三 科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。

四 将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努めること。

五 東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すること。

平成二十三年二月

第百七十七回国会提出

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案資料

文
部
科
学
省

目次

一	提	案	理	由
二	法	律	案	要
三	法	律	案	· 理
四	新	旧	对	照
五	参	照	条	文
六	答	弁	資	料

一
提
案
理
由

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案提案理由説明

文 部 科 学 大 臣

このたび、政府から提出いたしました独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

科学研究費補助金は、全国の大学等の研究機関に所属する研究者による、幅広い分野の学術研究に対して助成を行う研究助成制度であり、その配分業務の多くを独立行政法人日本学術振興会が実施しております。科学研究費補助金は、現行制度上は単年度ごとに助成を行うこととされておりませんが、学術研究は、その性質上、事前に定めた研究計画のとおり遂行されるとは限らないことから、研究の進展に合わせて研究費を使用することができるとする制度の実現が強く要望されています。また、平成二十一年に独立行政法人日本学術振興会に基金を創設する際には、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の「独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」においても、科学研究費補助金等に関し、「基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。」と全会一致で決議されたところであります。

このため、この法律案は、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人日本学術振興会は、学術の研究に関し必要な助成を行う業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの等に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は毎年度、予算の範囲内において、独立行政法人日本学術振興会に対し、当該基金に充てる資金を補助することができるとするものであります。

第二に、独立行政法人日本学術振興会は、学術研究助成基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとするものであります。

第三に、独立行政法人日本学術振興会は、毎事業年度、学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二
法
律
案
要
綱

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案要綱

第一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が第三に規定する学術研究助成業務として支給する資金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用することとする。

（第十七条第二項関係）

第二 学術研究助成基金

一 振興会は、学術研究の助成に係る業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、四の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

（第十八条第一項関係）

二 学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。

（第十八条第二項関係）

三 学術研究助成基金の運用について、独立行政法人通則法第四十七条等の規定を準用することとする。

（第十八条第三項関係）

四 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができることとする事。

(第十八条第四項関係)

第三 区分経理

振興会は、第二の一に規定する業務（学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第四の一において「学術研究助成業務」という。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととする事。

(第十九条関係)

第四 国会への報告等

一 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならないこととする事。

(第二十一条第一項関係)

二 文部科学大臣は、報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないこととする事。

(第二十一条第二項関係)

第五 過料

第二の三の規定に違反して学術研究助成基金を運用した振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する

こととする。

(第二十四条関係)

第六 その他

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

三

法

律

案

·

理

由

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する

法律案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十条」に、「第十九条―第二十一条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十二條・第二十三條」を「第二十四條・第二十五條」に改める。

第十七条の見出しを「（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定（罰則を含む。）は、第十九条に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

第二十三条を第二十五条とする。

第二十二条に次の一号を加える。

三 第十八条第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学術研究助成基金を運用したとき。

第二十二条を第二十四条とする。

第五章中第二十一条を第二十三条とし、第二十条を削り、第十九条を第二十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(国会への報告等)

第二十一条 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第四章中第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(学術研究助成基金)

第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 学術研究助成基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができるとができる。

(区分経理)

第十九条 振興会は、前条第一項に規定する業務（学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第二十一条第一項において「学術研究助成業務」という。）については、特別の勘定を設けて経理し

なければならない。

附則第二条の二の見出しを「（先端研究助成基金等）」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

学術の振興を図るため、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四
新
旧
对
照
表

改正案

現行

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十二条)

第三章 評議員会(第十三条・第十四条)

第四章 業務等(第十五条—第二十條)

第五章 雑則(第二十一条—第二十三条)

第六章 罰則(第二十四条・第二十五条)

附則

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用

第十七条 (略)

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定

(罰則を含む。)は、第十九条に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十二条)

第三章 評議員会(第十三条・第十四条)

第四章 業務等(第十五条—第十八条)

第五章 雑則(第十九条—第二十一条)

第六章 罰則(第二十二条・第二十三条)

附則

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第十七条 (略)

(新設)

(学術研究助成基金)

第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第十九条 振興会は、前条第一項に規定する業務(学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第二十一条第一項において「学術研究助成業務」という。)については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十条 (略)

第五章 雑則

(国会への報告等)

第二十一条 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、

(新設)

(新設)

第十八条 (略)

第五章 雑則

(新設)

これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第二十二條 (略)

(削除)

第二十三條 (略)

第六章 罰則

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第十五條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 三 第十八條第三項において準用する通則法第四十七條の規定に違反して学術研究助成基金を運用したとき。

第二十五條 (略)

附則

(先端研究助成基金等)

第二條の二 振興会は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第1号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定め

第十九條 (略)

第二十條 削除

第二十一條 (略)

第六章 罰則

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
 - 二 第十五條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- (新設)

第二十三條 (略)

附則

(基金)

第二條の二 振興会は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第1号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定め

る基金を設けるものとする。
一・二 (略)
2
4 (略)

る基金を設けるものとする。
一・二 (略)
2
4 (略)

五

参

照

条

文

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

一	独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）（抄）	1
二	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（抄）	2
三	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	9

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案 参照条文

○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）（抄）

（振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十五条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。

二 （略）

三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。

四 九 （略）

（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第十八条 振興会は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(主務大臣等)

第十九条 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七十七号)の規定は、振興会の役員及び職員には適用しない。

第二十三条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(基金)

第二条の二 振興会は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第1号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。

一 第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端研究助成基金

二 第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに附帯する業務 研究者海外派遣基金

2 先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、それぞれこれらの基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。

4 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第一百七十九号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 負担金(国際条約に基づく分担金を除く。)

三 (略)
四 (略)

2 (略)

3 (略)

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 (略)

5 (略)

6 (略)

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 (略)

（補助金等の交付の申請）

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行ふ現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達し

てから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 (略)

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

二 (略)

三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 (略)

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 (略)

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 (略)

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 (略)

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかど

うかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。
(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 (略)

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 (略)

4 (略)

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に依り、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に依り、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は

一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 (略)

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

3 (略)

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 (略)

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 (略)

3 (略)

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 (略)

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 三 （略）

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

科学研究費補助金の一部基金化に伴う制度運用の概要

科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（大学等の研究者の自由な発想に基づく研究）を対象として幅広く研究助成を行っています。

このたび、研究費の効果的・効率的な使用に資するための抜本的な制度改革として、科学研究費補助金の一部の研究種目について「基金化」が図られ、複数年度にわたる研究費の使用が可能になりました。

新たな基金は、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）に「学術研究助成基金」として創設され、科学研究費補助金の「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」のうち平成23年度以降に新たに採択される課題については、本基金から助成することになりました。

本基金については、別紙2「学術研究助成基金の運用基本方針」、別紙3「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」及び別紙4「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究者使用ルール（交付条件）」に基づき運用していくこととなりますので、研究者及び事務担当者におかれては、別紙2～4を十分御確認いただいた上で交付申請を行ってください。

なお、今回の「基金化」に伴う制度運用の概要を以下に示しますので、併せて御確認ください。

【基金の概要】

1. 基金設置の目的

日本の会計制度は単年度主義に基づいているため、科学研究費補助金についても、各研究者の研究計画のうち会計年度ごとに必要な補助金の助成を行っています。

しかしながら、学術研究は、柔軟な発想や手法で取り組むことにより先駆的で独創的な成果が得られるものであるため、一定の計画をもって行うものではありません。したがって、年度ごとの助成方式になじまないところもあります。

このため、研究期間全体を通じた交付決定を行い、年度毎の助成額にとらわれずに研究の進行状況に応じた研究費の使用ができるよう、日本学術振興会に基金が創設されることとなりました。

2. 基金化対象の研究種目

今回基金化対象となったものは、多くの研究者が対象となり、かつ、研究規模が小さく事前の計画通りの進行管理が特に困難と認められる「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」のうち、平成23年度以降に新たに採択される課題となります。これらは「学術研究助成基金助成金」により助成されます。

なお、当該研究種目であっても、平成22年度以前に採択された継続研究課題については、従前と変わらず、単年度の助成方式である「科学研究費補助金」として助成されます。

3. 制度運用の基本的考え方

基金化後の運用については、研究費の柔軟な執行を可能としつつ、予算の適正な執行を確保するため、以下のような措置を講じるとともに、「4. 単年度補助金との比較による主な変更点等」に示す措置を講じます。

(1) 交付決定

これまでのように毎年度交付申請・交付決定を行うのではなく、研究開始年度に研究期間全体を通じた交付決定を行います。

(2) 研究費の支払

研究費については、研究期間全体の交付額を一度に支給することはありません。基本的に、研究者が支払請求書を提出し、それに基づき支払うことになります。

なお、下記4.にあるように研究計画の変更にしたがって、年度の途中でであっても支払請求額を追加することが可能です。

翌年度分の研究費については年度末に必要な額の請求を行うこととします。また、継続課題の研究については、できるだけ年度間の空白が生じないように、年度当初に研究費を支給することとします。

(3) 研究費の管理と適正な執行

現行の科研費と同様、研究者が所属する研究機関が適切に管理を行うこととします。なお、基金化により、より柔軟な研究費の執行が可能になりますが、ルールを守って適正に執行いただくことは当然のことです。万一不正使用が行われた場合には、厳正に対処することとなります。

(4) 実績報告書の提出

現行では、研究代表者に対し、毎年度、実績報告書の提出を求めています。基金化後においては、研究終了後に研究期間全体を通じた実績報告書の提出を求めます。

なお、毎年度の研究費の執行状況や研究の進捗状況等を把握するため、毎年度終了後に「実施状況報告書」の提出を求めます。

4. 単年度補助金との比較による主な変更点等

基金による助成については、研究期間全体を通じた交付決定を行うこととなります。これにより、助成金の使用に当たっては、

- ①研究の進捗状況に合わせた研究費の前倒し使用
- ②事前の繰越手続を要しない、次年度における研究費の使用
- ③年度をまたぐ物品調達

等が可能となります。

また、「研究費の前倒し使用」及び「研究費の次年度使用」の概要については以下のとおりですが、具体的な手続きや様式等については交付決定時にお知らせします。

<「研究費の前倒し使用」の概要>

- 「研究費の前倒し使用」は、研究の進捗等の結果、研究者が年度当たりの研究費予定額を変更したい場合に行うことができます。
- 「研究費の前倒し使用」に当たっては、「前倒し支払請求書」を日本学術振興会に提出することで、研究費の前倒し支払が行われます。ただし、次年度以降の補助事業の遂行が困難となるような多額の前倒し支払は認められない場合があります。
- 「前倒し支払請求書」で説明を求める内容は次のとおりです。
 - ・「理由（状況の説明）」
 - ・「研究費前倒し所要額」
 - ・「研究費前倒しに伴う変更後の研究計画」
- 研究費の前倒しに伴い、研究期間を短縮することはできません。

【参考】研究費の前倒し請求のイメージ

※2年目に前倒し支払請求を行い、3年目、4年目の研究費の一部（30万円）を前倒すケース

【当初の研究計画】

（研究期間）			
《1年目》 予定額 100万円	《2年目》 予定額 100万円	《3年目》 予定額 80万円	《4年目》 予定額 80万円
			計360万円

事業完了

【研究費前倒しに伴う変更後】

（研究期間）			
《1年目》 予定額 100万円	《2年目》 予定額 130万円	《3年目》 予定額 60万円	《4年目》 予定額 70万円
			計360万円

事業完了

< 「研究費の次年度使用」の概要 >

- 「研究費の次年度使用」は、実際に使用した研究費が年度当たり研究費予定額を下回り、未使用分が生じた場合、事前の繰越手続を要することなく、次年度に使用することができます。
- 「研究費の次年度使用」による研究費移動（例えば、H23年度使用予定からH24年度使用予定への移動）の状況は、毎年度終了時の状況を報告する「実施状況報告書」に記載することになります。報告の内容は次のとおりです。
 - ・「理由（残額が生じた状況及び次年度での使用予定）」
 - ・「次年度に使用する研究費の額」
 なお、前年度の未使用分を次年度にまわした結果、当初計画していた次年度の支払請求額通りの額が必要でなくなる場合には、次年度の支払請求額についても変更（減額）することとなります。
- 研究計画最終年度の翌年度に「次年度使用」を行う場合（研究期間を延長する場合には、事前に日本学術振興会の承認を必要とします（延長できる期間は1年に限りません。）。）。

【参考】研究費の次年度使用のイメージ

※1年目の未使用額（20万円）を2年目に使用することに伴い、2年目の予定額を10万円増やして110万円とし、支払請求額を90万円に変更し、あわせて3年目の予定額を変更したケース

【当初の研究計画】

(研究期間)				事業完了
《1年目》	《2年目》	《3年目》	《4年目》	
予定額 100万円	予定額 100万円	予定額 80万円	予定額 80万円	
計360万円				

【研究費の次年度使用に伴う変更後】

(研究期間)				事業完了
《1年目》	《2年目》	《3年目》	《4年目》	
使用額 80万円 (未使用額20万円)	支払請求額 90万円 (予定額110万円)	予定額 90万円	予定額 80万円	
計360万円				